

■基礎2級 ビルクリーニング技能検定職種の試験科目と範囲

ビルクリーニング技能検定の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1)技能検定試験の基準

ビルクリーニングの職種における外国人技能実習生が基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識

(2)試験科目及びその細目

表の左欄のとおりである。

(3)試験科目及びその範囲の細目

表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>【学科試験】</p> <p>1. 建築物及び環境衛生</p> <p>2. 建築物の汚れ</p> <p>3. 資機材</p>	<p>(1)ビルクリーニングの目的及び意義 次に掲げるビルクリーニングの目的及び意義について、初歩的な知識を有すること 1)衛生性、2)美観性、3)安全性、4)保全性</p> <p>(2)建築物衛生法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（略称：建築物衛生法）について、初歩的な知識を有すること</p> <p>(3)建築物の構造及び仕上げ材 建築物の構造及び仕上げ材について、初歩的な知識を有すること</p> <p>(1)建築物の汚れ 次に掲げる建築物の汚れについて、初歩的な知識を有すること 1)汚れの分類、2)汚れの原因、3)汚れの除去</p> <p>(1)器具 次に掲げるビルクリーニング用器具について、基礎的な知識を有すること 1)ほうき（自在、シダ等）、2)文化ちり取り、3)モップ（乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型等）、4)静電気ほこり取り、5)タオル、6)ダストクロス、7)超極細繊維クロス、8)ハンドパッド、9)フロアパッド、10)デッキブラシ、11)ウインドスクイジー、12)シャンパー、13)フロアスクイジー、14)汚水取り、15)パテナイフ（スクレーパー）、16)毛かき、17)プランジャー、18)廃棄物コレクター、19)作業カート、20)保護手袋及び保護マスク、21)作業標示板、22)漏電・過電流防止装置、23)ベッド、24)マットレス、25)シート</p> <p>(2)資材 次に掲げるビルクリーニング用資材について、初歩的な知識を有す</p>

<p>4. ビルクリーニング作業</p>	<p>ること</p> <p>1) 洗剤、2) 水石けん、3) 衛生消耗品</p> <p>(3) 機械</p> <p>次に掲げるビルクリーニング用機械について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1) 真空掃除機、2) 吸水バキューム</p> <p>(4) 器具及び資材の整備</p> <p>器具及び資材の清掃、洗濯、保管、について、初歩的な知識を有すること</p> <p>(1) 部位別作業</p> <p>次に掲げる部位別作業について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1) 床面(弾性、硬性、繊維系、木質系等)</p> <p>2) 壁面(壁、窓、窓枠等)</p> <p>3) 立体面(扉、柱、洗面台、ブラインド等)</p> <p>4) 什器及び備品(机、椅子、ロッカー等)</p> <p>(2) 場所別作業</p> <p>次に掲げる場所別作業について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1) 玄関ホール、2) 事務室、3) 会議室、役員室及び応接室、</p> <p>4) 客室、病室等、5) 通路及びエレベータホール、</p> <p>6) 湯沸室及び給湯室、7) 昇降装置、8) 階段、</p> <p>9) 食堂、10) 更衣室、浴室及びシャワールーム、</p> <p>11) 喫煙スペース、12) ごみ集積所、13) 駐車場、</p> <p>14) 屋上及びベランダ、15) 外周及び犬走り、16) 洗面所</p>
<p>5. 廃棄物処理</p>	<p>廃棄物処理について、初歩的な知識を有すること</p> <p>(1) ごみの種類及び性質</p> <p>(2) ごみの処理方法</p>
<p>6. 安全衛生</p>	<p>(1) 安全衛生作業</p> <p>次に掲げる安全衛生について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1) 器具及び資材の危険性又は有害性並びにこれらの取扱方法</p> <p>2) 保護具の性能及び取扱方法</p> <p>3) 作業手順</p> <p>4) 作業開始時の点検</p> <p>5) ビルクリーニング作業に関して発生するおそれのある傷病の原因及び予防</p> <p>6) 事故時における応急措置及び待避</p> <p>7) その他ビルクリーニング作業に関する安全衛生のための必要な事項</p>
<p>7. 従事者</p>	<p>次に掲げる従事者について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1) 従事者の自覚</p>

	2) 作業上の注意事項
<p>【実技試験】</p> <p>1. ビルクリーニング作業</p>	<p>(1) 作業の段取り</p> <p>①器具及び資材の準備及び片付けができること</p> <p>②什器及び備品等の移動及び原状復帰ができること</p> <p>(2) 器具の使用</p> <p>①次に掲げる器具について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1) ほうき(自在、シダ等)、2) 文化ちり取り、3) モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型等)、4) 静電気ほこり取り、5) タオル、6) ダストクロス、7) 超極細繊維クロス、8) ハンドパッド、9) フロアパッド、10) デッキブラシ、11) ウィンドスクイジー、12) シャンパー、13) フロアースクイジー、14) 汚水取り、15) パテナイフ(スクレーパー)、16) 毛かき、17) プランジャー、18) 廃棄物コレクター、19) 作業カート、20) 保護手袋及び保護マスク、21) ベッド、22) マットレス、22) シーツ</p> <p>(3) 資材の使用</p> <p>①次に掲げる資材について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1) 洗剤、2) 水石けん、3) 衛生消耗品</p> <p>(4) 各部位の清掃</p> <p>①次に掲げる各部位について、具体的な指示に基づき、器具を適切に用いて、キズをつけずに作業ができること</p> <p>1) 床面(弾性、硬性、繊維系、木質系等)</p> <p>2) 壁面(壁、窓、窓枠等)</p> <p>3) 立体面(扉、柱、洗面台、ブラインド等)</p> <p>4) 什器及び備品(机、椅子、ロッカー等)</p> <p>(5) 各場所の清掃</p> <p>①次に掲げる各場所について、具体的な指示に基づき、器具を適切に用いて、キズをつけずに作業ができること</p> <p>1) 玄関ホール、2) 事務室、3) 会議室、役員室及び応接室、4) 客室、病室等、5) 通路及びエレベータホール、6) 湯沸室及び給湯室、7) 昇降装置、8) 階段、9) 食堂、10) 更衣室、浴室及びシャワールーム、11) 喫煙スペース、12) ごみ集積所、13) 駐車場、14) 屋上及びベランダ、15) 外周及び犬走り、16) 洗面所</p> <p>(6) 廃棄物処理作業</p> <p>①廃棄物の収集運搬作業について、具体的な指示に基づき作業ができること</p> <p>(7) 器具及び資材の整備</p> <p>①器具及び資材について、具体的な指示に基づき、手入れ及び後始末ができること</p> <p>(8) ベッドメイク作業</p>

	①客室清掃作業の一環として、ベッドメイク作業のうち、シーツの取扱いができること。
--	--

注) ベッドメイク作業は、ホテル等の客室清掃作業及び客室整備作業を行う外国人技能実習生のみを対象とする。